

2023 賞金確定調査
区町村の最優秀者には、各組の最優秀者に1万円(株)

2023年11月21日
第8回中央委員会

Ⅰ 2023賃金確定闘争の経過

1. 人事院・人事委員会勧告及び報告について

人事院は8月7日、本年
の月例給の官民帳差0.96
％（3,865円）を埋め
るため、若年層に重点を置
きつつ、改定率を通帳差を
引る形で全職員の俸給表を引
上げ改定した。一時金に
ついては0.1月引上げ4
・5月と、期末・勤続手
当に均等に配分するとし
給与勧告・報告を行った。

0・10月引上げ4・65月と
し、一般職員については全
勤動奨手当に割り振ること
を勧告した。

月例給と一時金を共に引
き上げたことは、職員の期
待に一定応えたものと言え
たが、子育て世代や高年層
への引上げは十分なものと
はいえず、昨今の物価高騰
下での厳しい生活実態を踏

2. 技能・業務系職員の賃金水準の改善について

技能・業務系職員の賃金水準については、行政系職員と比べて著しく低く抑えられている上に、行政系人

まえれば、到底、納得できるものではない。

また、一時金を他団体のように期本手当てで措置しなかったことや、引き続き、特例措置を一時的なものとしたことは、職員の不安を煽るもので遺憾と言わざるを得ない。

春闘の結果を受け、賃金改訂に大きな期待を寄せたという職員に対して、非常に不満の残る勧告であった。

3. 技能・業務系人事制度について

今年度から本則適用となつた、2級職員の昇任選考資格基準の更なる緩和に向け、要求を開始した。

また、来年度61歳を迎える職員から、定年年齢の引上げが具体的に始まること

また、何度も主張しているように、定年引き上げの交渉においては、昇給抑制や年齢差に起因して苦境に陥りかねないことを苦慮の判断をしたが、それによって60歳超の労働職員の月給総額が再任用賃金を下回る職員は多数存在し、60歳以降の身の振り方を検討することや、離職せざるを得ない状況になつてくる。これでは、高齢層の知識・経験を活用し、活躍してもらうという定年引き上げの趣旨にそぐわ

をわたらうことを求めた。
希望による転勤制度（5
号転）については身体を軽
便する清掃職員として、
5号転にける年転勤制度
の廃止は是非とも解決し
て貰うとした。転勤が必
ず、年転勤にあつてもか
ならず、年転勤や号転調
随でなつてゐることは、
任命権者の安全管理意識
問はれたと主張した。こ
うしたところから、人材の
効活用等の観点から労使
双方に有益な旨を述べ、
早急に検討を強く求めた。

4. 特別区人事委員会勧告作業に関する要請
および区長会要請について

我われは昨年の交渉結果を踏まえ、特区運とともに人事委員会に対する、家族署名行動に取り組んだ。集約数は過去最大となった。8月7日人事院勧告が出されたことに伴い、9月13日に本部常任および地連・一組代表者を交え、「特別区人事委員会勧告作業に關する要請行動を実施した。

13 項目について人事委員会の考えを質したが、国との均衡を図るという従来の考え方を強調し、我々の要請に対して踏み込んだ考え方を明らかにすることはなかった。しかし昨今における急激な物価高騰は、若年層に留まらず全職員の生活にものであることから、今こそ自立第三者機関として役割を果たし、本年の勧告に際しては、物価上昇分を上回る、全職員の月例給及び一時金の引上げを求めたい。10月11日、特別区人事委員会、23区各区域と23区議会議員に対し「職員の給与等に関する報告及び勧告」

担当技能長職について、技能長職のミナツナは、技能長職ではなく、現場におけるルールのリーダーとして、専攻知識や経験を活かすための職である。これを管理主張した故郷の区において業務内容や給与が生じないよう、適正に配置する必要があるという。引き継ぎ、3級職の昇任数の推移を調査し、情報提供を行っており、各職階から、問題が寄せられた際には、我々としての協議の場を運営することに努めることを求めた。

わが組合は、勧告後、直ちに区長会に対し要請行動を実施した。

2018年に行政系人事制度が改正されて以降、日本一生計費がかかる特別区に働く職員の賃金は、国公とのワースパイレス比較において、全国平均を大きく下回る水準に留め置かれていた。これは異常な事態である。

5. 職場からの闘いの積み上げについて

10月18日、連合会館で開
催された第一波総決起集会
は、勸告内容を全体で共有
するともに、「2023年
金貨確定を中心とした
期間争はず」「米米」「
2023年度金貨確定に係る
要求書」を改めて確認し、
今金貨確定を闘う意見統一
を図った。

その後、23日に開催した
第2回団体交渉において要
求書を提出するともに、
地連による行ワック幹事
区長要請行動、集会、各働
場の全組合員とその家族

6. 第1回拡大闘争委員会

11月8日(水)第1回拡大闘争委員会を開催し、の間の交渉経過を周知するとともに、「2023賞金確定闘争 最終局面を迎えるにあたって(案)」を全会で確認した。また、下記の6点を重点項目に設定し、最終局面へむけて交渉

り、我れは到底、納得する理難むと云ふ。生計費即ち重視し、他項目を上回る賃金水準を回復せしむるといふは、全職員に対し物価上昇を上回る月給給付をせよと云ふ。

この間、新採用者の給与と中高年層の離職が相対していた。その原因は先の風説が見通せない「低すぎる賃金水準」と「極力ない人事制度」にあると言わざるを得ない。受給者数の増加、採用者の辞退・離職、中高年層の離職を防止し、職務への士気を向上せむる観点からは、賃金水準の改善と極力のある人事制度に向け、根本的改善を求めた。

区長会会長からは、「本年の給与の取扱については、人事委員会制度の趣旨を踏まえるといふは、特別区の置かれた厳しい諸状況、国や他団体、民間の給与も勘案して、区民の理解と納得が得られるよう、区政全般の観点から慎重に検討してまいりました」との例年通りの回答があった。

7. 最終局面の動きについて

小委員会交渉等を開催するも区長会は、「検討の最終段階に入っている」としか言及せず、我われの要求に対する区長会の踏み込んだ考え方は示されなかった。そして、区長会が最終交渉日とした21日の夜、局面の打開に向けて中央執

全会一致で承認した。
併せて、区長会が最終交渉
涉りと設定した月22日
(火)の翌日23日(水)の
業時から一時間の集行に
の進捗指示を出し、膠着状
態に陥っている協議の進展
を図り、区長会の採否が
できず中止した全会一致
で承認した。

・研究の場」を歴史的に批判し、魅力のある賞金制度の確立に向け、改革が求められようとする。④この人事制度については、我々の要求内容に於いて改革を引き続き求める。また、人事制度についても業務給料表と同様に、労使による「意見交換・研究の場」において研究を重ね、魅力のある制度確立に向け追求することとする。⑤卓越な専門職の佳制制度を模索することとする。⑥年齢階級を行わないよう求める。⑦有用な人材を活用しつつ、性別区分社会的責任を果たしていくため、清瀬職場においても、武蔵水戸朝比奈と対等とする採用制度を導入することとする。⑧全書に年度任用職員の処遇改善について、法改正や総務省通知を踏まえ、今国会以降速にこの点に於いて導入を各市長会に仰願する。以上

全会一致で確認した。
 併せて、区長会が最終交
 渉日と設定した11月21日
 (火)の翌日22日(水)始
 業時から一時間の実力行使
 の準備指令を発し、膠着状
 態に陥っている協議の進展
 を図り、区長会の歩み寄りを
 を引き出すことを全会一致
 で確認した。



▲10月18日 第一波総決起集会



▲11月1日 第二地連 第二波総決起集会



▲11月1日 第五地連 第二波総決起集会

10月13日 (金)	: 第7回中央委員会	11月6日 (月)	: 第四地連・幹事区 (中野区長) 要請行動
10月13日 (金)	～11月9日 (木): 組合員・家族要請署名	11月7日 (火)	第四地連第二波総決起集会
10月18日 (水)	: 2023賃金確定闘争第一波総決起集会	11月8日 (水)	: 第3回団体交渉
10月23日 (月)	: 第2回団体交渉	11月10日 (金)	: 第一回拡大闘争委員会
10月26日 (木)	: 第1回専門委員会交渉	11月13日 (月)	: 第三地連・幹事区 (品川区長) 要請行動
10月25日 (水)	～11月7日 (火): 各区長要請行動	11月16日 (木)	第三地連第二波総決起集会
11月1日 (水)	: 第二地連・幹事区 (台東区長) 要請行動	"	: 第2回専門委員会交渉
"	: 第二地連第二波総決起集会	11月17日 (金)	: 区長会総会要請
"	: 第五地連・幹事区 (墨田区長) 要請行動	11月21日 (火)	: 2023賃金確定闘争第三波総決起集会
11月2日 (木)	第五地連第二波総決起集会	"	: 区長会会長要請
"	: 第一地連・幹事区 (千代田区長) 要請行動	"	: 第3回専門委員会交渉
"	: 第一地連第二波総決起集会	"	: 第1回小委員会交渉
"	"	"	: 第4回団体交渉



▲11月2日 第一地連 第二波総決起集会